

四日市市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月11日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第5号

四日市市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成20年四日市市規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(墓地等の設置場所の基準)</p> <p>第2条 法第2条に規定する墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の設置場所は、次に掲げる基準に適合していなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 納骨堂にあっては、<u>寺院、教会等の礼拝施設（当該施設における活動実績が3年以上あるものに限る。）</u>又は墓地の区域内であること。ただし、土地の状況その他の事由により市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(墓地等の設置場所の基準)</p> <p>第2条 法第2条に規定する墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の設置場所は、次に掲げる基準に適合していなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 納骨堂にあっては、<u>寺院の境内</u>又は墓地の区域内であること。ただし、土地の状況その他の事由により市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第1号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

住所  
申請者  
氏名

年 月 日生

〔法人にあっては、その名称、事務所所在地  
並びに代表者の住所、氏名及び生年月日〕

墓地等経営許可申請書

下記のとおり墓地（納骨堂または火葬場）を経営したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により申請します。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 墓地等の敷地の地目
- 4 墓地等の敷地の面積 平方メートル
- 5 墓地等の構造設備の概要（別紙）
- 6 墓地等の工事の着手及び完了の予定年月日  
工事の着手予定年月日  
工事の完了予定年月日
- 7 墓地等の管理者  
住所  
氏名 年 月 日生

添付書類

- 1 墓地等の周囲200メートル以内に存する住宅等の位置及びこれらから墓地等までの距離を示した見取図（墓地については水道水源、飲用井戸の位置）
- 2 墓地にあっては、施設の配置図及び造成に関する計画書
- 3 納骨堂又は火葬場にあっては、建物及びその附属施設の設計図
- 4 許可の申請に係る理由書
- 5 墓地等となる土地の実測平面図
- 6 墓地等に隣接している土地又は建物の所有者の承諾書
- 7 墓地等の敷地が借地である場合にあっては、所有者の承諾書
- 8 墓地等の敷地に係る登記事項証明書及び公図の写し
- 9 納骨堂にあっては、建物の登記事項証明書及び施設の活動実績を示す書類
- 10 農地である場合にあっては、市農業委員会の意見書
- 11 他の法令により許可を要するものは、その許可書の写し。ただし、許可申請中のものには、その申請書の写し
- 12 申請しようとする者が法人（地方公共団体を除く）である場合は、当該法人の規則、寄附行為又は定款の写し及び登記事項証明書
- 13 墓地等の維持管理の方法

第3号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

住所  
申請者  
氏名

年 月 日生

(法人にあっては、その名称、事務所所在地  
並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)

墓地等変更許可申請書

下記のとおり墓地区域(納骨堂・火葬場)の施設を変更したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により申請します。

記

1 墓地等の名称

2 変更事項

(1) 墓地の区域の変更にあつては、拡張又は縮小する区域の所在地並びに敷地の地目及び面積

所在地	
敷地の地目	
敷地の面積	

(2) 納骨堂又は火葬場の施設の変更にあつては、変更する施設の所在地、面積及び構造設備の概要

所在地	
敷地の面積	
構造設備の概要	別紙のとおり

3 当該変更に係る工事の着手及び完了の予定年月日

工事の着手予定年月日

工事の完了予定年月日

#### 添付書類

- 1 墓地等の周囲 200 メートル以内に存する住宅等の位置及びこれらから墓地等までの距離を示した見取図（墓地については水道水源、飲用井戸の位置）
- 2 墓地にあっては、施設の配置図及び造成に関する計画書
- 3 納骨堂又は火葬場にあっては、建物及びその附属施設の設計図
- 4 許可の申請に係る理由書
- 5 墓地等となる土地の実測平面図
- 6 墓地等に隣接している土地又は建物の所有者の承諾書
- 7 墓地等の敷地が借地である場合にあっては、所有者の承諾書
- 8 墓地等の敷地に係る登記事項証明書及び公図の写し
- 9 納骨堂にあっては、建物の登記事項証明書及び施設の活動実績を示す書類
- 10 農地である場合にあっては、市農業委員会の意見書
- 11 他の法令により許可を要するものは、その許可書の写し。  
（許可申請中のものにあつては、その申請書の写し）
- 12 墓地等の維持管理の方法

備考 墓地等の縮小にあっては、第 6 号、第 7 号、第 10 号、第 11 号、第 12 号の添付書類を除く。

第5号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

住所  
申請者  
氏名

年 月 日生

〔法人にあっては、その名称、事務所所在地〕  
並びに代表者の住所、氏名及び生年月日

墓地等廃止許可申請書

次のとおり墓地区域（納骨堂または火葬場の施設）を廃止したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により申請します。

記

1 墓地等の名称

2 墓地等の所在地

3 墓地等の敷地の面積

平方メートル

添付書類

- 1 墓地又は納骨堂にあっては、改葬計画書
- 2 許可の申請に係る理由書
- 3 墓地等経営許可書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に設置する納骨堂から適用し、同日前に設置された納骨堂については、なお従前の例による。

(健康福祉部衛生指導課)